

2017 年度事業報告書(2017 年 9 月 1 日～2018 年 8 月 31 日)

特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

事業の成果

2017 年 7 月に正式に NPO 法人消費者スマイル基金が発足し、2017 年 9 月 1 日から 2018 年 8 月 31 日まで初年度の事業を滞りなく進めることができました。

多くの関係者の皆様のご理解とご支援を頂戴した結果、個人会員 86 名、団体会員 63 団体（賛助会員含む）寄付金総額 4,048,982 円となり、第 1 回助成事業で 6 団体計 150 万円、第 2 回助成事業で 5 団体計 125 万円の助成を行うことができました。当初めざしていた助成対象 4 事業のうち、初年度は「差止請求訴訟に係争している適格消費者団体の差止請求関係業務に対する助成」に絞って事業を遂行しましたが、今後は、寄付金額に応じて事業対象を広げることでより多くの団体支援につなげます。

また、基金の認知度を高め寄付への動機づけとして、HP やポスター等を通じて広報を進めるとともに、消費者庁で公表されている消費者志向自主宣言企業等への寄付依頼など具体的な寄付金獲得のための活動を行いました。NPO 法人の運営や資金獲得に関しては、プロボノ活動を推進する外部の専門家から支援を受けることで、効果的な組織運営をめざしています。

1. 事業の実施に関する事項

2017 年度は(1)の助成事業を行いました。(2)～(4)の助成事業は行なっておりません。

(5)シンポジウムは第 1 回定時総会に合わせて開催しました。他団体との協賛では、全国の適格消費者団体で取り組んだ「若者の消費者被害トラブル 110 番」(2017.12.9)に協賛した費用を計上しております。

(千円)

事業名	事業内容	事業費
(1) 各種消費者被害の拡大防止のために、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権を行使する団体への助成	2017年12月、2018年8月の2回、計11団体へ助成の決定・実施を行う。	2,754
(2) 各種消費者被害の回復・防止のために、消費者裁判手続特例法を行使する団体への助成	実施せず	0
(3) 各種消費者被害の相談業務を行っている団体への助成	実施せず	0
(4) 消費者団体による消費者に係る裁判外紛争解決手続への助成	実施せず	0
(5) 消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発事業	シンポジウムの開催 2017. 11. 8 開催	82
	他団体との協賛 (消費者被害110番)	28